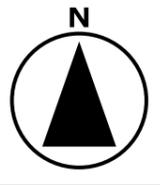


立川都市計画道路3・5・20号東大和武蔵村山線 総括図

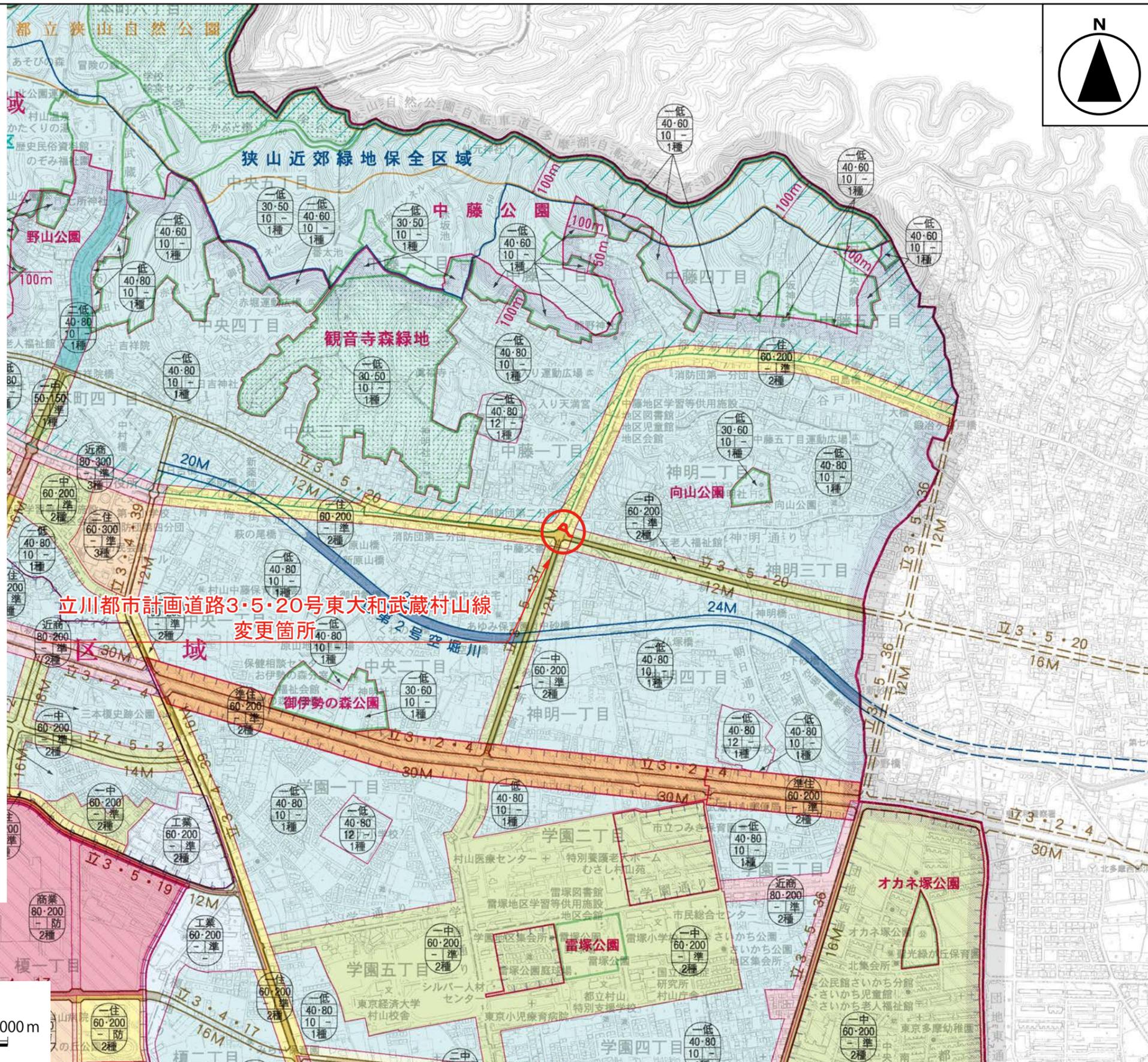
[東京都決定]

縮尺 一万分の一



凡 例					
区域区分	市 街 化 区 域				
区域区分	市 街 化 調 整 区 域				
地 域	用途地域	建 容 高 高 準 防	日 影 規 制	平均地盤面からの高さ	
		率 率 の 度 火 火	限 別 規 制 制 値	(5m(L)10m) (10m(L))	
地 区	第一種低層住居専用地域	30 50 30 60 40 60 40 80	第一種 指定なし	軒の高さが7mを超える建築物又は地階を除く階数が3以上の建築物	15m
	第二種低層住居専用地域	50 100 40 80	第一種 指定なし		
	第一種中高層住居専用地域	50 150 60 200	第一種 準防火		4m
	第二種中高層住居専用地域	60 200	第二種 準防火		
	第一種住居地域	60 200	第二種 準防火		4m
	第二種住居地域	60 200 60 300	第二種 準防火	高さ10mを超える建築物	6.5m
	準住居地域	60 200	第二種 準防火		4m
	近隣商業地域	80 200 80 300	第二種 準防火		6.5m
	商業地域	80 200	第二種 防火		
	工業地域	60 200	第二種 準防火		指定なし

図 中 表 示		
建蔽率% 50・100 容積率% 10 準 1種	用途地域 容積率% 防火・準防火地域 高度地区	※第一種低層住居専用地域内及び第二種低層住居専用地域内の建築物の高さの限度は10m及び12mです。 ※用途地域等の線状の指定は、道路等の境界線又は計画線から20mの区域です。ただし、新築等街路の指定は、区画整理区域内は計画線から20mの区域、沿道第一地区から第四地区の区域内は計画線から30mの区域（一部箇所を除く）、それ以外は境界線から20mの区域です。
都市計画施設	都市計画道路	
	都市計画河川	
	都市計画公園	
	都市計画緑地	
地区計画など	地区計画区域	
	地区整備計画区域	
	再開発等促進区	
	土地区画整理事業施行区域	
その他	狭山近郊緑地保全区域	
	都立狭山自然公園	
	海道緑地保全地域	
	狭山丘陵景観重点地区	



1:10,000

